

令和2年度東京都税制調査会
第1回総会

1 総会概要

(1) 開催方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面による開催

(2) 開催期間

令和2年6月19日(金) [資料送付] から令和2年7月3日(金) [委員回答期限] まで

(3) 出席者

特別委員 増子委員、藤井委員、清水委員、長橋委員、秋田委員、曾根委員

委員 池上委員、石田委員、金井委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、関口委員、高端委員、
土居委員、沼尾委員、野口委員、松原委員、宮本委員、諸富委員、保井委員、吉村委員、
青木委員、清水委員、杉浦委員

(4) 議事「令和2年度検討事項について(案)」

審議結果 承認

2 委員からの主な御意見

(1) 特別委員

○藤井 あきら 委員

新型コロナウイルス感染症拡大等の状況を踏まえ、テーマを絞って検討すること、賛同します。直近の新型コロナウイルス感染症における税制措置に対応に加えて、今後の感染症対策における地方税制のあり方についての検討もされるところで、骨太の議論を期待します。直近の都の課題は、リーマンショック以上の経済的ダメージとも言われる中での税収な大幅な落ち込みです。経済危機における地方税のあり方も検討が必要ではないでしょうか。

○清水 やすこ 委員

① コロナ禍における税制上の措置といいますと、都民の皆様の負担軽減、すなわち申告納期限の延長や分納、延納、あるいは免除といったことが議論の中心になってくるかとは思いますが、当調査会は財源についても議論しなければならないと考えます。これまで補正予算の歳入の中心は財政調整基金でしたが、これも無限ではありません。コロナとの戦いは持久戦になることが予想されています。そうすると歳入も持久戦に耐えられるものが必要になってくると思います。歳入についても深度ある議論を望みます。

② 議論を深めるためには、現状を分析しなければならず、様々なデータをベースに議論を進めなければなりません。まず、色々なデータを集めなければなりません、その際には必ず都の財政にとって不利なデータも積極的に集めていただきたいと存じます。

③ 地方財源の問題については引き続き、「ふるさと納税」、「地方消費税」、「地方法人税」を取り巻く、偏在是正の問題が議論されることを望みます。

○曾根 はじめ 委員

・都財政収入の最大部分を占める都税をはじめとする税制の見直し検討に当たっては、都の適切な税収を確保し、増税と減税のバランスに十分な配慮を行うと同時に、コロナ禍のもとで都民の中の格差と貧困がさらに拡大しつつある現状をどのように正確に把握し是正を図るかを主題として検討するようにすべき

・上記の点を踏まえて、国際的な具体化が進みつつある、「GAF A」等への課税強化の検討などが、今まで以上に急がれると考えます。

・都内の個人や法人に対する税制の検討では、飲食関係や文化・イベント関係など、コロナウイルス感染防止のために長期の休業や営業自粛を強いられたとりわけ中小零細の事業者や個人、労働者に対して、いかに税制の改善で苦境の打開に資するかに最大限努力する必要があります。

・医療機関や介護事業者などが、コロナ対策によって経営が悪化している現状に対して、税制の上で、何らかの援助策が可能かどうかを検討すべきです。

・同時に、都の税制とともに国の税制や財政の仕組みについても検討を行い、国に対しても都として提言することも重視する必要があります。

(2) 委員

○池上 岳彦 委員

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況に鑑み、特に感染症対策における地方自治体の役割を踏まえた税制のあり方について重点的に検討を行うことについて、了解しました。よろしくお願ひ申し上げます。

○石田 通野 委員

新型コロナウイルス感染症に対する対策と同様に自然災害による被害が拡大化しているため、これらも含めて緊急事態に備えるための検討が必要と思われる。

○金井 利之 委員

COVID-19 は、非接触の電子・デジタル的通信関係を更に加速化させるため、経済価値の生産・蓄積形態が更に変わると見込まれ、デジタルサービス課税については、早急を実現する必要があるだろう。さもなければ、政府部門の財源不足が深刻になるだろう。

COVID-19 対策での財政出動と、自粛要請経済による停滞で、歳出歳入両面から、本年度決算以降、都財政は破綻の危機に直面するので、税制面も含めて、先取りした検討をしなければならないだろう。

COVID-19 対策の「自粛補償」において見られたように、東京富裕論は益々強まるであろうから、経済財政見直しをして、今年度後半以降、東京の経済財政について、データを持って示す必要がある。

○工藤 裕子 委員

「感染症対策における税制措置」、「感染症対策における地方の役割」とのことですが、現時点では狭義の経済対策に関連する税制措置、税制のあり方が想定されているように見受けられます。

しかし、新型コロナウイルスは収束したわけではなく、特に感染者が東京都に集中していることを鑑みると、公衆衛生に関する行政需要は今後も継続、場合によっては増加する可能性があり、それへの対応が必要になってくることと予想されます。また、職場を介した感染が中心となっていることは、当然、経済活動の集中している東京都での感染が今後もなかなか減らないことを意味します。県外からの通勤者や移動、今後緩和される国外からの移動についても、東京都がその主要な「窓口」になっていることは否めませんので、今後、関連の行政需要が増加することを前提にしていかなければならないと思います。

もっとも、それへの対応が「税制措置」なのかどうか、は議論の余地があるかと思いますが、とはいえ、「～地方の役割」という点で東京都が非常に特殊な存在である、という認識の上で議論する必要があるかと思いますが。

○小林 航 委員

今後の感染症対策のための財源確保策を検討する際には、東日本大震災からの復興事業のために構築されたスキームを振り返ることが有益ではないか。特に、地方税も復興財源の一部に組み込まれたが、それに関する情報が少ないという印象があるので、今後の検討材料とするために情報を整理していただけるとありがたい。

○佐藤 主光 委員

・個人住民税について

先の答申にもあったとおり、個人住民税（所得割）は現年所得課税に転換することが必要です。コロナ禍で所得が急減した家計であっても、現行制度では（コロナ禍前の）前年所得に応じて課税されます。納税の猶予があっても、いずれは支払うこととなります。観光・外食産業をはじめ、引き続き、厳しい状況におかれた分野の就労者は来年以降も所得の回復が見込めないかもしれません。こうした就労者にとって個人住民税は負担になりかねません。

・税収の安定性について

東京都をはじめ、都市圏の自治体は法人二税に大きく依存してきました。結果、リーマンショック時には大きな税収減に苛まれています。今回のコロナ禍においても法人二税の減収は必須です。今年の赤字（欠損金）の繰越を勘案すれば、当面赤字法人のままの企業が多く出る可能性もあります。結果、東京都の減収は当面続くでしょう。これを契機に法人二税から地方消費税への転換を進めるべきかと考えます。地方消費税率の引き上げが困難であれば、地方交付税に充てている消費税を地方消費税に移譲して、地方の法人二税と（平年ベースでみて同額）税源交換するのも一案です。その分、交付税の原資は不安定になりますが、加算措置や臨財債で対応することは可能と考えます。

・税制のグリーン化

コロナ禍の「出口」は経済・社会のデジタル化と税制のグリーン化です。環境税の充実はあり得る選択肢です。消費税同様、国との共有税とします。環境税については諸外国との国際競争力を阻害する、リーゲージといった課題があります。一案は「国境調整」の導入です。具体的には消費税に炭素排出に係る加算税を加えます。（飲食料品への軽減税率の逆です。）ガソリン、石油製品等に製造過程で生じたCO₂排出量に応じた税率を加算します。消費税ですから、中間段階では仕入れ税額控除が利くため、税負担が累積しません。ただし、グリーン投資の実施を環境税に係る仕入れ税額控除を認める要件とします。輸入には課税、輸出はゼロ税率が適用されます。

・車体課税の見直し

現行の自動車税・軽自動車税の見直しも税制のグリーン化の一環です。「保有から利用へ」に即して、ガソリン税（あるいは前述の環境税）を強化する一方、道路の使用から料金をとる体制を整えます。位置情報はGPSに拠ります。GPSを搭載していない自動車あるいは（プライバシーの観点から）GPSを搭載しないことを選択した場合については従前どおり、保有に自動車税を定期的に課す選択制にします。あわせて、GPS機能を活かして道路の混雑情報を伝え、利用者の利便性の向上を図ります。実際の料金の徴収は道路の運営とあわせて民間事業者へ委託するPFI（コンセッション）方式を取るのも一案です。

・給付と所得情報のリンク

今回は行政が家計の所得情報を迅速に把握できないことが多くの混乱をもたらしました。自治体は住民税の課税目的で前年所得に関する情報を有しています。これを給付とリンクさせやすい体制を整えます。具体的にはマイナンバー法を改正して、協力金や給付金等にマイナンバーを活用し、所得情報を紐づけられるようにします。一旦定額を払い、翌年の（今年の所得に応じた）住民税で事後的に調整する仕組みもあって然るべきです。

・東京都独自の課題

東京都は自粛に応じた事業者へ協力金を支払いましたが、その効果を検証する必要があるかと存じ

ます。来年の住民税・事業税の情報を使って、協力金が、今年収入が減った（真に支援が必要な）事業者に行き届いたかどうかを検証して、今後の政策の見直しに繋げていく（PDCA サイクルを回す）べきと考えます。

○関口 智 委員

今年度の調査会で意識する感染症対策における税制措置については、税制そのもので感染症対策を支援する視点と、感染症対策に関連する国と地方の事務配分等から財源を構想する視点の2つについて、最低限、議論する必要があると考えます。都のご経験等を踏まえた資料を適宜ご提供いただきながら、議論ができればと存じます。

○土居 丈朗 委員

新型コロナウイルス感染症対策の財源確保は急務であり、地方法人二税の税収減に影響を受けないよう、消費税を含む安定財源の確保を早期に提起すべきである。

○松原 有里 委員

可能であれば、昨年度の第1回総会で都知事が言及された日本のユニコーン企業を支援することに関連して、そのような企業を創設しようとする若手・青年起業家（特に ICT 関連）を東京都で税制上も積極的に支援するような施策を早急に検討されてはどうかと考えます。先日、ホノルルで開催された日本人の若手起業家が新しいビジネスモデルのプレゼンを英語で米国ハワイ州在住のビジネスパーソンに向けて行っていたイベントに Zoom で参加しましたが、民間の起業家支援企業と在ホノルル日本国総領事館との官民協力タイアップ企画でした。ただし、もともと米国では、若手スタートアップ起業家を投資家に橋渡しする民間団体・民間企業が複数あるようですので、我が国でもまずそのような風土が生まれることが先決かもしれません。

特に、新型コロナ第一波で、緊急事態宣言が出された後も、テレワークにすぐに移行できず、通勤をしなくてはならない東京近郊に在住する勤労者は、不安が多かった（今でも）と思いますし、テレワーク組も都心オフィスの必要性について色々考えることも多かったと思うので。今年度は、都税調でもオンラインでの審議も検討されているとの報をきき、やはりこういうことは、まず隗より始めよかと感じました。さもないと、前述の将来の有望中小企業が、どんどん東京（下手をすると日本）を脱出してしまう可能性が出て、中長期的には若年層の流出による地方住民税および地方法人税減収（特に事業税の減少）を招くのではと思います。また、テレワークやオンラインビジネスに関しては、外形標準とは別に事業の拠点はどこかという議論も今後でてくると思います。

我が国の金融セクターは、目下、Fintech を積極的に導入しているようですが、そのインフラ整備スピードは諸外国に比べて遅く（例えば、新興国とされる南アフリカなどに比べても）、未だ原則として対面あるいは電話対応で顧客対応をしているところも多いという印象を受けます。今後は、国税同様に地方税・公共料金等の支払いに際し、オンライン・バンキングやクレジット・カードの使用を希望するケースも増えるのではないのでしょうか。固定資産税では、すでに改革されていると仄聞しておりますが、その範囲を広げ、特別区や市町村レベルの各種手数料でも都との連携という形で拡大できないのでしょうか。

あわせて、我が国の行政も中央政府が e・Gov を従来から推奨してきた割には、諸外国もしくは我

が国の大企業に比べ、紙ベースでの資料のやりとりが多い印象があります。都税調での会議ではすでにタブレット使用によるペーパーレス化が実施されていますが、環境に配慮（紙資源）するという意味でも、対住民サービスのレベルでも個人情報保護に留意した上でペーパーレス（および電子申請）の促進は重要と考えます。個人的な体験として、2017年4月に欧州・ドイツの外国人局で住民登録をした際、役所に持参した資料は即座に受付窓口で電子保存され、オリジナルの申請用紙は全て申請者の手元に戻すというスタイルに変わっていた（役所内では電子情報のみ保存で可ということ）のに対し、日本国の在外公館では、在外選挙投票権行使のための申請用紙自体は外務省のホームページからダウンロードできたものの、窓口で領事の方が、申請者からオリジナルの申請用紙を受け取るという従前のスタイルだったということがありました。その数年前、海外の諸機関へ申請書を提出する前には、紛失防止のために必ず、自腹で全てのコピーを取っていた記憶がある身としては、現地の役所で手間が省けて嬉しい反面、日本側の手続きが従前のままだったことに、やや違和感を覚えたことも事実です。特に、ドイツの役所で使用されていたスキャナーが日本製だったことを考えます。電子申請に関しては、その一助として、現行のマイナンバー制度を若干手直しした上で、活用していくのも有用かと思われます。なお、念のため、ドイツのマイナンバー制度と同種の制度は、同国の歴史的な経緯―戦時中および戦後の東独で市民間の相互監視制度に悪用された経緯―から、きわめて限定的（納税目的のみ）に運用されていますが、同じ欧州でも例えば北欧諸国（特にスウェーデン）では、かなり広範に利用されていることも事実です。

最後に、昨年度の都税調の議論でも若干出ていましたが、法務省・入国管理庁がベトナムやタイからのビジネス目的の入国を認めるようになる場合、日本（特に東京）で働く外国人の社会保険料および個人住民税の徴収確保の強化を、官公庁内の電子化および前述のマイナンバー制度活用の促進で技術的に可能にすることはできるのではと考えます。昨年度、佐藤委員のプレゼン（町田市の場合）がありましたが、引き続きの検討が望まれます。来日後、母国に戻るより家族を呼び寄せて定住したいと思う外国人は一定数いると考えられますし、必ずしもそうでない場合であっても、日本に滞在している間、我が国の医療サービスや失業保険を始め、社会保障の恩恵を受けたいと望む外国人居住者も当然いるはずだからです。ただし、上記のような東南アジア諸国では、税制より社会保障制度が未整備であることが多いため、勤労者が納税義務の他に社会保障費用を負担する（税外負担）という観念自体があまり理解されていないのではとも思われます。従って、東京にいる外国人居住者に対し、各国語での現行の税・社会保障に関する正しい情報の周知も必要かと感じております。この点につきましても、都主税局と関係各署との一層の連携の必要性を期待する次第です。

○保井 美樹 委員

新型コロナウイルス感染症への対応においては、都道府県のリーダーシップが際立ち、検査や医療、経済支援体制において広域自治体である都道府県と基礎自治体の間、都道府県同士、そして都道府県と国の連携がそれぞれ必要であることが明らかになりました。こうした体制の構築や速やかな施策実施のための行財政の在り方を踏まえ、税制の見直しを進めることは喫緊の課題であり、今年度の議論に期待いたします。

○杉浦 裕之 委員

東京都の大都市需要は、社会保障関係経費の増大だけではなく、首都東京の都市活動及び都民生活

を支える上で、道路などの都市インフラが更新時期を迎えている。

一方で、都内の町村では、昨年(令和元年)台風 19 号での災害で明らかになったように、未だに集落までの道路が損壊し代替の手段がないことから約半年間、孤立状態となった集落が存在しており、また、大型バスがすれ違うことができないトンネルが現実に存在するなど、まだまだ、整備しなければならない課題が多く残されている。

こうしたことから、新たな税財源の確保は、不可欠であると考えております。

以上